

浦添市都市計画課所管附属機関の会議の傍聴要領

1 傍聴する場合の手続き

- (1) 附属機関の会議(以下、「審議会等」とする)の傍聴を希望される方は、審議会等の開催予定時刻 20 分前から 10 分前までに、会場受付において傍聴者受付簿に住所及び氏名を記入し、係員の指示に従い待機してください。
- (2) 傍聴の受付は先着順に行います。傍聴者が多い場合は、入場者数を制限させていただきます。
- (3) 審議会等の傍聴者として決定された方は、係員の指示に従い会場に入場してください。

2 傍聴者の遵守事項

審議会等の傍聴者は、次の事項を遵守してください。

- (1) 審議会等の開催中は、会長等の指示に従い静粛に傍聴すること
- (2) 委員等の発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと
- (3) 会場内で、飲食、喫煙等をしないこと
- (4) 会場内で、写真撮影、録音、録画等をしないこと
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の進行を妨げるような行為をしないこと

3 会場の秩序維持

- (1) 傍聴者は、審議会等を傍聴するに当たって、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が上記「傍聴者の遵守事項」に違反したときは、これを注意し、これを改めないときは、退場していただくことがあります。